

「ハラスメント問題特設委員会調査報告書を受けて」

東京神学大学理事長 伊藤瑞男

東京神学大学 常務理事会

A ハラスメント問題特設委員会設置と調査の経緯

東京神学大学において、2016年4月に編入学した学生Aが教授Bからハラスメントを受けたと、2018年11月にハラスメント調査委員会に申し立てを行い、ハラスメント調査委員会が調査を開始しました。さらに、学生Aは教授Cからもハラスメントを受けたとして2018年12月に申し立てを追加しました。ハラスメント調査委員会においては教授Cの調査はなされず、教授Bのみの調査の結果を2019年2月26日の教授会に報告しました。しかし、教授会において、同委員会が確認していない資料がある等の指摘がなされたためこの報告は撤回され、教授会の下にあるハラスメント調査委員会での調査には限界があるとの判断から、この申し立ての調査を理事会に委ねることを決議しました。

この決議を受けて常務理事会は2019年3月11日「ハラスメント問題特設委員会」を設置し、これに調査を委ねました。この委員会の構成は、常務理事3人（教職1人、信徒2人）、日本基督教団教会牧師1人、及び弁護士2人、計6人、委員長は弁護士です。当委員会は、中立・公正で客観的な調査を行うため上記弁護士2人と弁護士である補助者2人のみにより関係者のヒアリング等の調査及び、本件申し立てに係る事実認定を実施し、その他の委員は、本件申し立てに関する事実認定の結果問題点が認められた場合に、その原因分析および再発防止策の策定等についてのみ関与することにしました。

2019年8月末にこの調査報告書が理事長に提出されました。この調査報告書は、委員である弁護士が作成したものであり、ガバナンスの問題点の指摘及び提言のみが他の委員からの意見も踏まえたものとなっています。

以下にその要旨を報告します。

B 調査報告書の要旨

I 違法性の有無

ハラスメント問題特設委員会は、学生Aのハラスメント諸申告を取り上げ、一つ一つ法的に検討したが、そのいずれについても違法性は認められない、とした。

II ガバナンス上の問題点及び提言

同委員会は、教授B及び教授Cの学生Aに対する発言については、いずれについても、違法性が認められないものと判断したが、学生Aの編入学に係る東京神学大学の対応や学生Aの入学後の一部教授らの指導に一貫性が欠けていたことをふまえると、当大学のガバナンスについては改善すべき点が複数存在するとして、以下のように問題点及び提言について記述している。

(1) 入学試験プロセスの透明性

合格時に何らかの条件が付される場合には、募集要項でその内容を明かにするとともに対象学生に対しては書面で条件の内容が伝達されることが必要であるとする。

(2) 学生に対する指導内容の整合性

今後は、学生の進路やプライバシーに関するもので重要性が高いと考えられる事項に関する指導については特に、方針を徹底することが望ましい。

(3) 議事録の不十分さ

協議事項によっては記載内容が簡素すぎるため、事後的に議事についての質疑や決定事項について内容を検証することが困難な場合も存在する。神学研修志望枠の導入以後も引き続き召命感という概念的要素を入学試験において判定することに鑑みれば、面接時及び判定会議の議事録を作成することが望ましい。

(4) ハラスメントに関する内規の見直し

①ハラスメント委員会の構成員に理事会構成員、外部の有識者等、教授以外の者をメンバーとして加えること、②申立ての内容により関係者からの事情聴取以外の手法もとりうるようにすること、③調査期間の見直し、④調査結果に対する異議申立てのプロセスの追加、等の見直しが望ましい。

C 常務理事会の対応

2019年9月2日の常務理事会はこの調査報告書の結果を真摯に受け止め、東京神学大学のガバナンスにおける問題点の指摘、及び提言に基づいて教授会と共に学内の体制を改善していくことに合意しました。

※付記

①この「ハラスメント問題特設委員会調査報告書を受けて」は理事長の責任において作成し、常務理事会の承認を受けたものでハラスメント問題特設委員会は関与していないことを明記しておきます。

②「ハラスメント問題特設委員会調査報告書」は文部科学省に提出する予定です。

③東京神学大学に関係する人でこの調査報告書全体を読みたい方には、閲覧の機会を提供することとしています。

閲覧に際して以下の点をお願い致します。

・代表者氏名及び訪問者数、所属先(教会名、学校名等)、住所、
連絡先(電話、メールアドレス)、希望日・時間を数案お知らせ下さい。

・東京神学大学連絡先 事務局

電話：0422-32-4185

FAX：0422-33-0667

E-mail:tuts@tuts.ac.jp

- ・閲覧に際しては「秘密情報の保持に関する誓約書」に署名して頂いた上で閲覧に供することをご了承下さい。
- ・閲覧日は東京神学大学の業務の都合から受け入れ体制を調整の上決めさせていただきます。

以上